

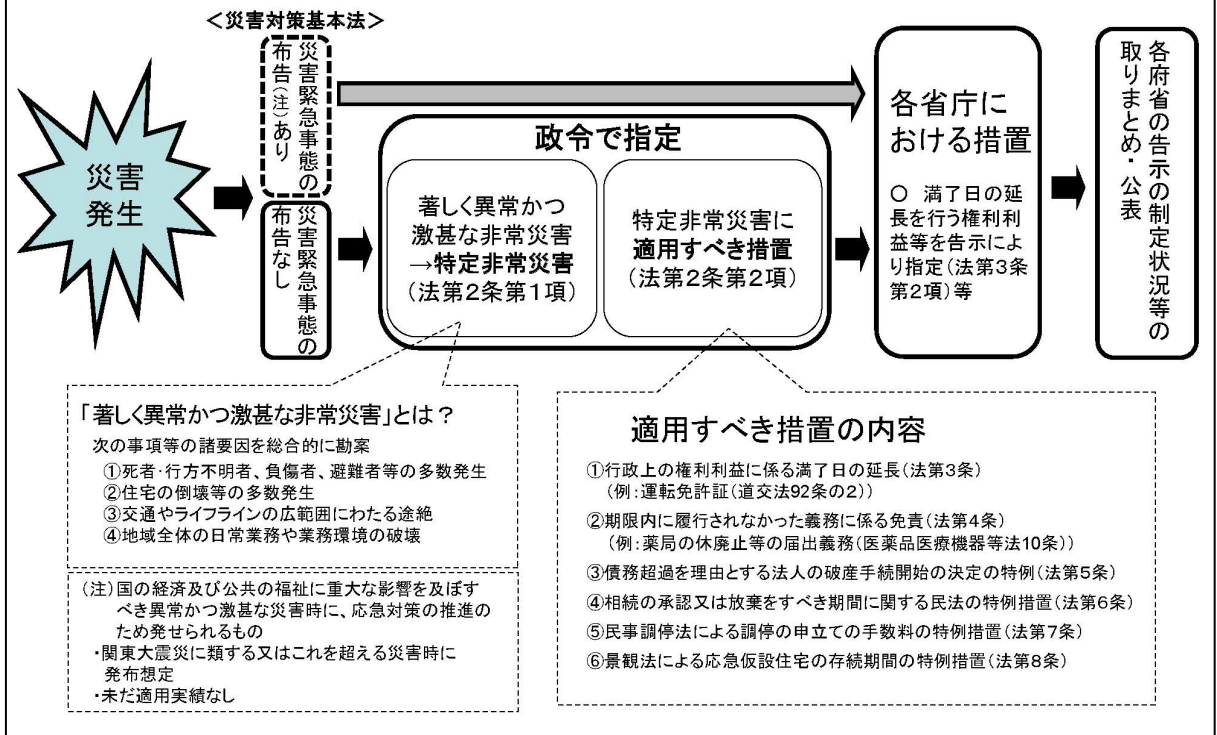
資料 1 法テラスにおける被災者支援

- 1 我が国における重大自然災害 ————— 1
- 2 法テラスにおける被災者支援の経緯と概要 ————— 3
- 3 被災者法律相談援助 ————— 4
- 4 法テラス災害ダイヤルを始めとする情報提供 ————— 7
- 5 被災地自治体等の関係機関との連携による支援 ————— 9

1 我が国における重大自然災害

■ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 (平成8年法律第85号/略称：特定非常災害法)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の概要



(内閣府「防災情報のページ」より引用)

■ 特定非常災害法が適用された災害

発生年月日	災害名	主な被災地域	死者・行方不明者数(人)	負傷者数(人)	住家被害(浸水は除く)
1995年1月17日	阪神・淡路大震災	兵庫県・大阪府等	6,437	43,792	約64万棟
2004年10月23日	新潟県中越地震	新潟県	68	4,805	約12万棟
2011年3月11日	東日本大震災	東北地方太平洋沿岸	22,336	6,254	約116万棟
2016年4月14日	平成28年熊本地震	熊本県・大分県	273	2,809	約21万棟
2018年6月28日	平成30年7月豪雨	西日本各地	271	484	約2万棟
2019年10月10日	令和元年東日本台風(台風19号)	東日本各地	121	388	約8万棟
2020年7月3日	令和2年7月豪雨	九州・中部地方等	88	82	約8千棟
2024年1月1日	令和6年能登半島地震	石川県能登地方	722	1,407	約17万棟

(出典：総務省消防庁公表の災害情報・確定報記載の統計記録を基に作成)

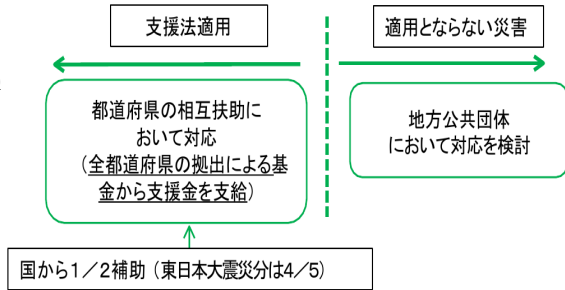
1 我が国における重大自然災害

■ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 適用要件

- ① 災害救助法の適用基準のうち1号又は2号を満たす市町村
- ② 全壊世帯が10世帯以上の市町村
- ③ 全壊世帯が100世帯以上の都道府県
- ④ ①又は②の都道府県内で、全壊世帯が5世帯以上の市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①から③の区域に隣接し、全壊世帯が5世帯以上の市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①から③の都道府県が2以上ある場合、
 - ・全壊世帯が2世帯以上の市町村（人口5万人未満に限る）
 - ・全壊世帯が5世帯以上の市町村（人口10万人未満に限る）

3. 支援金の支給額

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

制度の対象となる世帯	基礎支援金 （住宅の被害程度）	加算支援金 （住宅の再建方法）		計
		建設・購入	200万円	
・全壊 （損害割合50%以上） ・解体 ※1 ・長期避難 ※2	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
・大規模半壊 （損害割合40%）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
・中規模半壊 （損害割合30%）	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

※1 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
※2 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

4. 支援金の支給申請

（申請窓口） 市町村
（申請時の添付書面） 基礎支援金： 罹災証明書、住民票 等
加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等
（申請期間）基礎支援金： 災害発生日から13月以内
加算支援金： 災害発生日から37月以内

（内閣府防災から提供）

■ 令和6年度、令和7年度に被災者生活再建支援法が適用された災害

令和7年度

- 令和7年青森県東方沖を震源とする地震による災害
- 令和7年11月18日に発生した強風による災害
- 令和7年台風第22号及び第23号による災害
- 令和7年台風第15号等による災害
- 令和7年台風第12号による災害
- 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨災害

令和6年度

- 令和7年2月26日に発生した強風による災害
- 令和6年9月20日からの大雨による災害
- 令和6年7月25日からの大雨による災害

（内閣府「防災情報のページ」「被災者生活再建支援法の適用状況について」より引用）

2 法テラスにおける被災者支援の経緯と概要

■ 東日本大震災への対応

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災の被災者に対して、法的支援を実施

- 法テラス災害ダイヤルを開設し、被災者の必要とする情報に特化した情報提供を実施
- 2012年に成立した法テラス震災特例法に基づき、被災者に対する資力を問わない法的援助を実施
- 岩手県・宮城県・福島県の3県に、合計7か所の被災地出張所を開設



■ 平成28年総合法律支援法改正等

東日本大震災での被災者支援の経験を経て、大規模災害の被災者に対する法的支援の必要性を認識

- 2014年（平成26年）の有識者検討会における提言も踏まえ、総合法律支援法を改正して被災者法律相談援助を導入するなど、被災者支援の制度や仕組みを整備

■ 現在の法テラスにおける被災者支援

(1) 被災者法律相談援助

大規模災害（政令指定）が発生した際に、その被災者に対して、発災から最長1年の間、資力を問わずに無料の法律相談を実施するもの

(2) 法テラス災害ダイヤルを始めとする情報提供

被災者専用のフリーダイヤルによる情報提供ダイヤルの開設

ホームページにおいて、特定の災害に関する特設ページを開設し、被災者が必要とする情報を発信

(3) 被災地自治体等の関係機関との連携による支援

法テラスの被災者支援の取組に関する周知の協力

「法テラス号」の運行等による、被災現場における法律相談の実施

3 被災者法律相談援助

■ 概要

大規模災害（政令指定）が発生した際に、その被災者に対して、発災から最長1年の間、**資力を問わずに、無料法律相談を実施するもの**

■ 実施要件（総合法律支援法第30条第1項第4号）

要件① 著しく異常かつ激甚な非常災害等として政令指定された災害であること

※ 特定非常災害法第2条第1項に定められた特定非常災害の要件と文言が共通（「著しく異常かつ激甚な非常災害」）

→ 令和6年奥能登豪雨での実施例を除き、これまで、特定非常災害に政令指定された災害について非常災害に指定し、被災者法律相談援助を実施

第216回国会 令和6年12月23日 衆議院東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会 議事録（抜粋）

○松井政府参考人 いわゆる令和六年奥能登豪雨による災害について、委員御指摘のとおり、総合法律支援法に基づく被災者法律相談援助を行うための政令が閣議決定されました。この政令は、令和六年能登半島地震により激甚な被害を受けた奥能登地域において更に豪雨災害が発生したことに鑑み、制定することとしたものです。

要件② 民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地域として政令で定められた地区の住民等であること

※ 被災地に住んで生活を送っている方はもちろん、被災地に住民票を置いている方などが対象となる

要件③ 発災の日から1年を超えない範囲内において政令で定められた期間

※ これまで実施された被災者法律相談援助は、全て発災から1年の間実施

第190回国会 平成28年3月30日 衆議院法務委員会 議事録（抜粋）

○萩本政府参考人 今御指摘がありましたとおり、この法律案では、大規模災害の被災者に対する法律相談援助の対象となる災害、地区、それから実施期間、いずれも政令で定めることにしているところでして、実施期間については、災害発生から一年の範囲で定めることとしております。

一年ということにしましたのは、もともと本法律案が、大規模災害の被災者にとって災害発生後に最も需要が大きいと考えられる法律相談を無料で提供しよう、そうすることによって、当座の法律問題に対する司法アクセス障害を解消し、その間に、必要に応じて大規模災害の被災状況などを踏まえた特別措置法の制定などをしていただく、こういう発想に立って定めたものでございます。

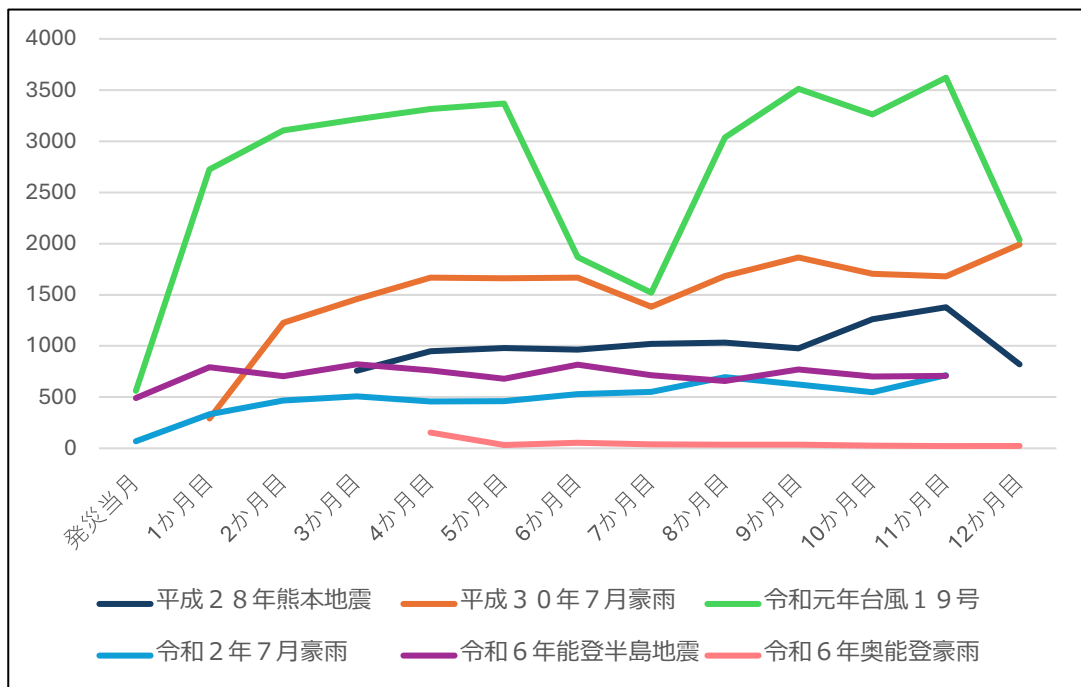
参考) 東日本大震災発生 2011年3月11日
法テラス震災特例法の成立 2012年3月23日

3 被災者法律相談援助

■ これまでの実施例

対象災害（地区）	発災日	実施期間
平成28年熊本地震 （熊本県）	2016.4.14	2016.7.1～2017.4.13
平成30年7月豪雨 （広島県等の11府県）	2018.6.28～7.8	2018.7.14～2019.6.27
令和元年台風19号 （岩手県から静岡県にかけて の14都県）	2019.10.10	2019.10.18～2020.10.9
令和2年7月豪雨 （山形県、熊本県等の9県）	2020.7.3～7.31	2020.7.14～2021.7.2
令和6年能登半島地震 （石川県、新潟県等の4県）	2024.1.1	2024.1.11～12.31
令和6年奥能登豪雨 （奥能登地域）	2024.9.20～9.23	2024.12.25～2025.9.19

■ 被災者法律相談援助の実績



- ※1 令和元年台風19号に関する被災者法律相談援助件数が、6か月目及び7か月目（令和2年4月及び5月）に大きく減少している原因は、新型コロナウイルスの感染拡大と緊急事態宣言にあると推測される。
- ※2 いずれの援助についても、発災当月及び12か月目は30日に満たない場合があるため、それら以外の月と比べて件数が少ない傾向にある。

3 被災者法律相談援助

■ 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨における被災者法律相談援助の実績

○ 両災害における被災者法律相談援助の事件分類別件数（R6.1.11-R7.3.31）

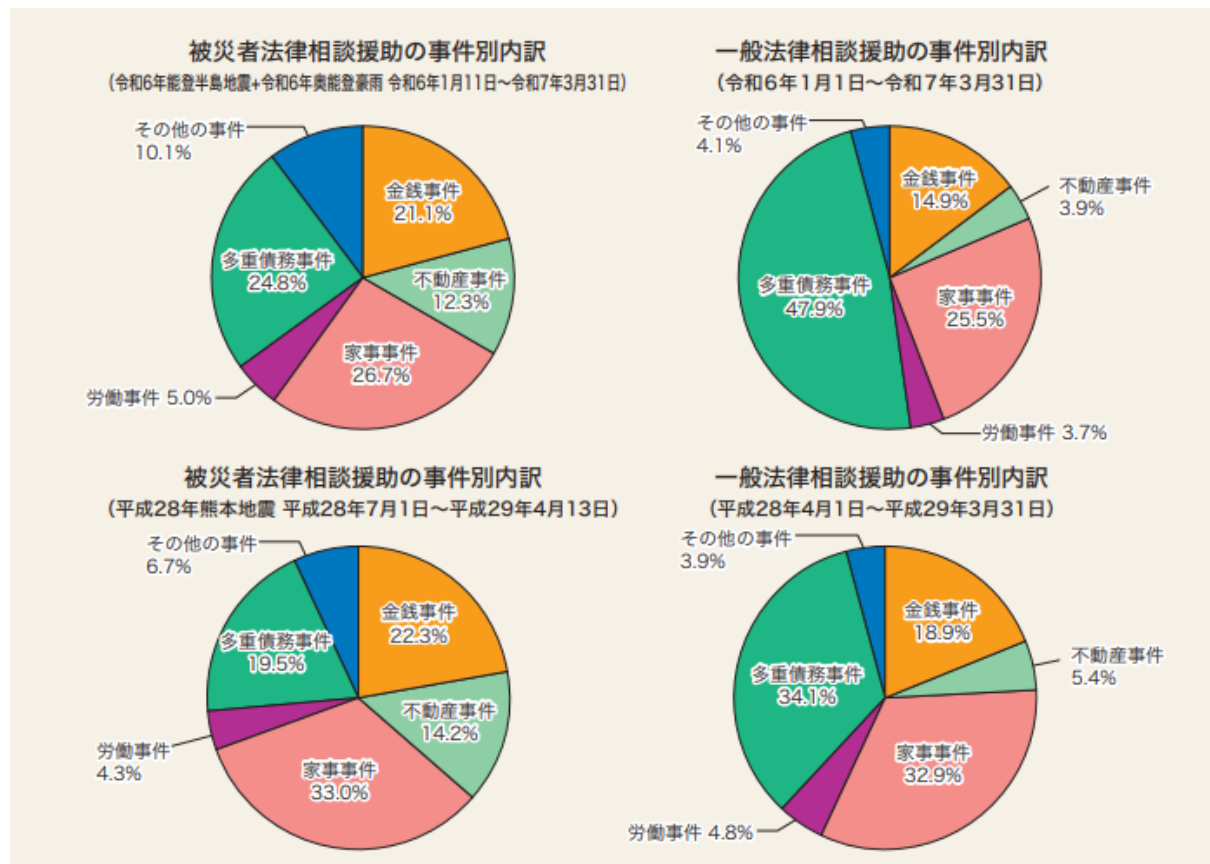
- ・両災害における被災者法律相談援助の実施件数は合計8,858件。
- ・相談件数が多い事件類型は、①家事事件（相続含む）、②多重債務事件（二重ローン問題含む）、③金銭事件、④不動産事件となっている。

	金銭事件	不動産事件	家事事件	労働事件	多重債務事件	その他の事件	合計
石川	592	512	739	122	570	453	2,988
新潟	639	223	942	172	1,183	245	3,404
富山	518	265	564	129	358	112	1,946
福井	64	23	97	20	63	25	292
上記4事務所以外	52	67	27	2	21	59	228
合計	1,865	1,090	2,369	445	2,195	894	8,858

（法テラス白書令和6年度版より引用）

○ 事件別内訳（一般法律相談援助及び平成28年熊本地震との比較）

- ・一般法律相談援助との比較では、金銭事件や不動産事件の割合が多い傾向にある。
- ・この傾向は、平成28年熊本地震による災害における被災者法律相談援助でも共通して認められる。



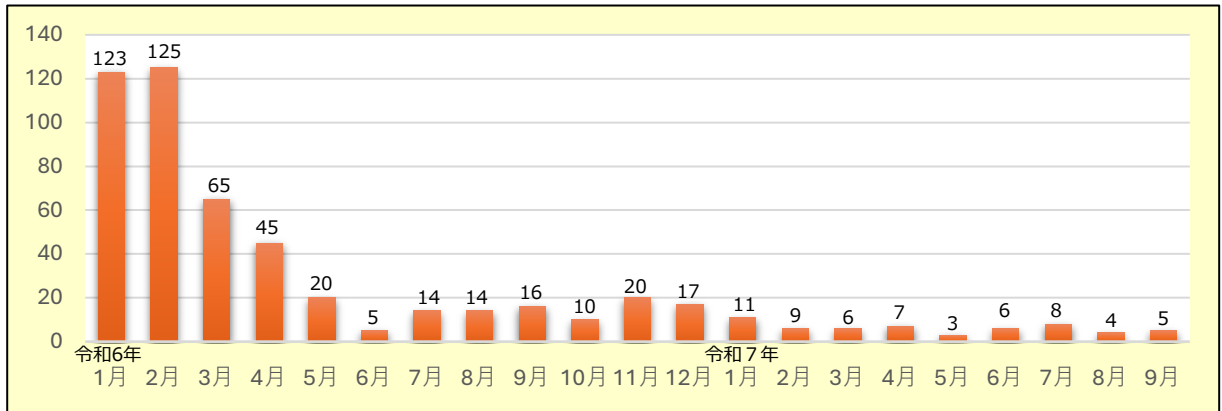
（法テラス白書令和6年度版より引用）

4 法テラス災害ダイヤルを始めとする情報提供

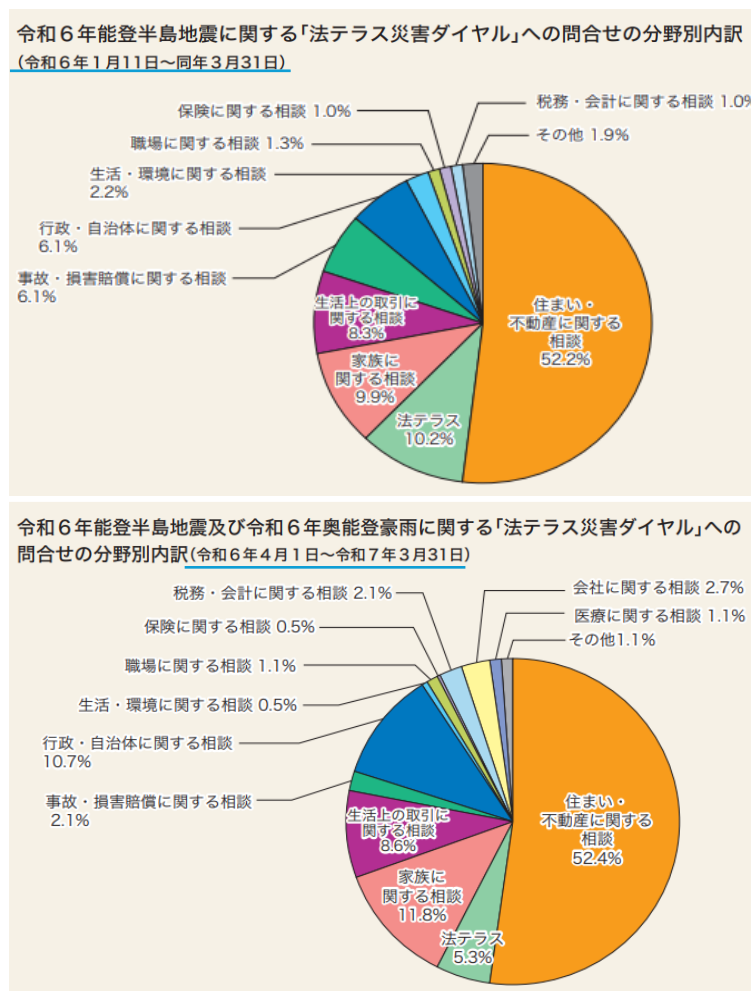
■ 法テラス災害ダイヤルについて

被災者専用のフリーダイヤル（0120-078309）を設置し、被災者からの問合せに対し、必要な情報提供を行うもの

- 法テラス災害ダイヤルへの問合せ実績（令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨に関するもの）



- 問合せの分野内訳（令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨に関するもの）
問合せ内容は「住まい・不動産に関する相談」がいずれも半分を超えている



※「法テラス」は、民事法律扶助及び被災者法律相談援助に関する情報提供
(法テラス白書令和6年度版より引用)

4 法テラス災害ダイヤルを始めとする情報提供

■ その他の情報提供

- 法テラスホームページにおいて、**特設ページ**を開設し、「法律問題Q & A」を公開するなど、特定の災害に重点を置いた情報提供を実施
- 「法律問題Q & A」では、各種の公的支援制度の紹介や、「借金・ローン関係」「土地・建物関係」「親族・相続関係」など、事件類型ごとに問題になりやすい事項に関する法制度や支援制度を説明

特設ページの例（令和6年能登半島地震）

令和6年能登半島地震に関する支援について

令和6年能登半島地震の被害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
地震被害に関する法制度や相談窓口情報について当ページに掲載しておりますのでご利用ください。

目次

- [令和6年能登半島地震に関する法制度・相談窓口情報について](#)
- [令和6年能登半島地震 法律問題Q&A](#)
- [令和6年能登半島地震の被害にあわれた法テラスご利用者の方へ](#)
- [リーフレット](#)
- [関係機関支援情報](#)

令和6年能登半島地震に関する法制度・相談窓口情報について

「法テラス災害ダイヤル」又は「メール」にて、令和6年能登半島地震に関する法制度や相談窓口情報の提供を行っています。
※弁護士や司法書士が行う法律相談とは異なります。

法テラス災害ダイヤル

電話
お ね や り め の ス キ ュー
0120-078309

- 電話番号：0120-078309
- 利用料：0円
- 通話料：0円
- 受付時間：平日9時～21時、土曜9時～17時（日曜・祝日・年末年始を除く）

メールによるお問合せ

メールでのお問合せも可能です。
Webフォームからお問合せを受け付け、電子メールで法制度や相談窓口をご案内いたします。

| [メールでのお問い合わせはこちら](#)

- 利用料：0円
- 受付日時：24時間365日（メンテナンスにより、ご利用いただけない場合があります）

令和6年能登半島地震 法律問題Q & A

令和6年能登半島地震に関する法律問題Q&Aを作成しました。
[令和6年能登半島地震 法律問題Q&A \(PDF: 724KB\)](#)

(法テラスHP : <https://www.houterasu.or.jp/site/saigai-higai/reiwa6nen-notohantojisin.html>)

- 「法律問題Q & A」のうち、特に重要なものをまとめたリーフレットを作成。関係機関の相談窓口に着いていただき、被災者に必要な情報を届けている。

令和6年能登半島地震に関するQ & A

日本司法支援センター
法テラス
法テラスは国が設立した公益的な法人です。

法テラスでは、令和6年能登半島地震の被災者の方を対象に、**弁護士・司法書士による無料法律相談**を実施しています（事前予約制 予約可能時間は平日 午前9時から午後5時まで）。

また、今般の災害に関する法的トラブルでお困りの方に法制度や相談窓口を無料でご案内いたします。

ご予約・お問い合わせ

法テラス災害ダイヤル
(通話料・利用料無料)

お ね や り め の ス キ ュー
☎ 0120-078309

平日 9:00～21:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

他にも、多くのQ&Aをホームページで公開しています
法テラス・ホームページはこちら
<https://www.houterasu.or.jp>

この冊子では、災害に関して、よくあるご質問とその回答をご紹介します。

Q1 災害により住宅が被害を受けた場合、住宅の再建・補修のための援助制度には、どのようなものがありますか？

以下の制度があります。
なお、自治体によっては利用できない制度もありますので、制度の利用の可否や支援金額など、詳しくは各自自治体にお問い合わせください。

(1)被災者生活再建支援法に基づく支援制度
一定規模以上の災害により、住宅が全壊または大規模半壊など、生活基盤に著しい被害を受けた世帯について、居宅被害の程度に応じて支給される**基礎支援金**と、住宅再建方法に応じて支給される**加算支援金**の、最大300万円の支援金が支給される制度です（金額は次のとおり。ただし、単身世帯の場合は4分の3となります）。

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
基礎支援金	100万円	100万円	100万円	50万円

<加算支援金>

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
加算支援金	200万円	100万円	50万円

○基礎支援金の支給には、「罹災証明書(り災証明書)」が必要となります。加算支援金の支給には、再建方法がわかる資料が必要となります。
○基礎支援金の申請期間は災害発生日から13か月間、加算支援金の申請期間は同じく37か月間となりますので注意しましょう。申請窓口は市町村となります。

(2)災害救助法に基づく応急修理制度
○住宅が半壊または半壊に準ずる程度に損傷(準半壊)したものの、自ら修理する資力のない世帯について、修理をすれば仮設住宅等に入居せずに済むと見込まれる場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行う制度です。
○なお、この制度を利用した場合には、仮設住宅等への入居を断られる場合もありますので、注意が必要です。
○利用条件、申請方法、申請期間等は市町村にお問い合わせください。

(3)自治体による融資制度
自治体によっては、災害時に住宅再建支援のための融資等を行っていますので、都道府県または市町村にお問い合わせください。

(4)住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度
○住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度は、災害により被害を受けた住宅の所有者または当該住宅に住んでいた方で、地方公共団体から「罹災証明書(り災証明書)」を交付されている方が、住宅を建設、購入または補修される場合に、資金の融資が受けられる制度です。
○建設・購入の場合、住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「罹災証明書(り災証明書)」が必要のほか、融資条件や対象要件があります。
○融資申込みは、お近くの災害復興住宅融資取扱

金融機関の窓口、または、郵送により住宅金融支援機構郵送申込係に行うこととなります。
○詳しくは、災害復興住宅融資取扱金融機関あるいは住宅金融支援機構にお問い合わせください。

(5)上記のような支援制度ではありませんが、住宅ローン等の債務を減免しうる制度として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」があります。
○「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、生活再建資金を元手に残した上で、債務の大幅な減額や免除が認められる可能性があります。この手続は、もともと多額のローンを借りている金融機関に手続きを申し出て、金融機関からの手続を進めることの同意を得ることによって、開始します。
○詳しくは、利用の可否を含め最寄りの弁護士会にお問い合わせください。
なお、借入先が銀行の場合には、全国銀行協会相談室(0570-017109 または 03-5252-3772、平日9:00～17:00)へお問い合わせいただくこともできます。

Q2 災害で避難生活をしていいため、家賃を1か月分滞納してしまいました。貸主から賃貸借契約を解除されることはありますか？

一般的には、1か月分の賃料不払を理由に賃貸借契約が解除されることはないと考えられますが、具体的な状況にもよりますので、弁護士・司法書士などの専門家に相談するとよいでしょう。
○災害の影響で避難生活をしていとしても、賃料の支払義務がなくなることはありません。
○賃貸借契約は、信頼関係に基づく継続的な契約のため、解除するには、賃料不払等の債務不履行により、貸主と賃借人の信頼関係が破壊されたといえる場合でなければなりません。信頼関係が破壊されたといえるかどうかは、それま

(法テラスHP : <https://www.houterasu.or.jp/site/saigai-higai/reiwa6nen-notohantojisin.html>)

5 被災地自治体等の関係機関との連携による支援

■ 「法テラス号」による無料法律相談会の開催

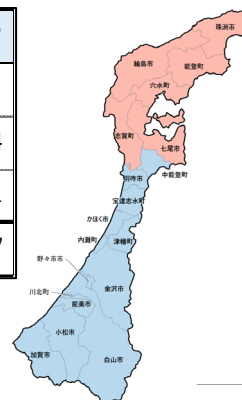
- 「法テラス号」は、大型ワンボックスカーの後部車室が相談室になっている**移動相談車両**であり、法テラス号で被災地に赴くことで、法律相談を実施する設備が整っていない避難所や仮設住宅等の場所でも、プライバシーが守られた環境での法律相談会を実施することができる。



- 「法テラス号」による法律相談会の開催実績（令和6年能登半島地震等）

特に司法過疎地域である奥能登地域（令和6年奥能登豪雨に係る被災者法律相談援助対象地域：地図の赤色部分）において、法テラス号による無料法律相談会が効果的であり、自治体や社会福祉協議会、地域支え合いセンターなどと連携・協働し、令和6年3月から令和8年3月の1年間で**合計87回の無料法律相談会を実施**した。

	珠洲市	輪島市	能登町	穴水町	七尾市	志賀町	内灘町	金沢市	加賀市	白山市	羽咋市	津幡町	計
R6.3					1				1				2
R6.4~R7.3	6	6	9	2	15	3	1	1	1				44
R7.4~R8.3	9	11			17		1			1	1	1	41
計	15	17	9	2	33	3	2	1	2	1	1	1	87



■ その他の関係機関連携

- 被災地における法テラスの取組の周知が課題となるところ、被災自治体が主催する復興イベントにおいて法テラス号による無料法律相談会を実施したり、社会福祉協議会や地域支え合いセンター等の関係機関を通じて、法テラスの被災者法律相談援助等の取組の周知を行っている。

5 被災地自治体等の関係機関との連携による支援

■ 参考：東日本大震災における連携事例～法テラス被災地出張所の設置

東日本大震災に係る被災者支援として、法テラスは、特に被害の大きかった岩手県・宮城県・福島県に合計7か所の被災地出張所を設置した。

被災地出張所の設置に当たっては、候補地の選定、法務省や日弁連、被災地の弁護士会、自治体等との調整・交渉などを行い、実際に被災地出張所が設置されてからは、その職員に、地域事情に詳しい地元の元役場職員等を採用した。



(法テラス白書令和2年度版より引用)